

○位野木政府委員　ちよつと政府側から考えを申し上げておきたいと思ひます。御心配の点はまことにありがたいです。次第ではありますが、本来臨時待命という制度は、職員をやめさせる場合に、それについてやや恩典を与えるというふうな趣旨のものであると考えております。と申しますのは、普通行政官庁の定員が削られました場合には、国家公務員法の規定でいきなり退職を

方がよいのではなからうかというふうなことが考えられますので、これは念のため置いたのであります。裁判所側も言われましたように、おそらく働かせないで済むと考えられるのであります。が、置いておいた方がよいのじやないかというふうに考えております。

ようなお気持でやられておるらしいの
 ですが、私どもはその点を非常に懸念
 するわけであります。これは意見の相
 違になりますので一応打切りますが、
 私どもこの点は納得できない。かよう
 に申し上げて質問を打ち切ります。

○鍛冶委員 関連して、今聞いておられますと、特別待命ですか、百七十名やる。この特別待命というのはどういうことですか。

○位野木政府委員 特別待命と申しますのは、昨年人事院規則で設けられた規則でありまして、今回の人員整理と

○**鐵道委員**　そうすると特別待命は、この前の人事院規則でその意に反して待命を命じた。今度はまたその上に、余裕がなければいいのだが、余裕があれば臨時待命としてこの法律でまた即個にやる、こういう考え方ですか。

○**位野木政府委員**　特別待命は、先ほ

○鍛冶委員 それから四百何十名欠員があると言われたのですが、そんなに欠員があつて仕事にさしかつかないのですか。これは私どもの方から申しますと重大なのです。

○石田最高裁判所説明員 大体二万端

らあるのですが、そのうち大体四百何名と申しますのは雇員、用員、このうちにあるいは書記官等を含めまして四百何名、全体の比率にしますと六公

で、わずかな欠員です。全部で二万機
らですから、それに対してそう多い欠
員ではないから仕事にはさしつかえな

C 鑑治委員 仕事にさしたくないといふことになれば、こんなことをやらなくてもそれだけ減らしてしまつたらいいという議論が出やせぬかと思うから私は言うのです。そんなものがなくとも仕事ができるのだつたら、こんな法律が出てそれを適用するよりも、定員を切つてしまつたらいいではないかという議論が出る憂いがあるから、もつとはつきり言つてもらいたい。

○石田最高裁判所説明員 四百六十七名の内容を実は詳しく覚えておりませんが、このうち半数くらいが書記官、あとの半数くらいが雇員、傭員ですが、いまだそれだけの欠員があつても何らさしつかえないと言ふのはございませぬ。どうか無理をしてやつて行けるという程度であります。

○林(信)委員　私も実は疑問にしながらじつと考えておつたのですが、これは事実そういうことで行けるようになるのか、これだけのじやないかと思うのです。その一面は、終戦後事務的なものが非常に目新しくなり、煩雑になつたりいたしまして、何だか急に人を要求した。そ

れが次第に納まつて来たという時代の一面がある。それと同時に、それらの職員、諸君が事務に習熟して参つた。またこれを指導監督する諸君も、その事態に処しましてやはり自己の職務にまた習熟して来たのだらうと思ひます。そういう關係からじつと見ておきますと、正直に申しまして判事さんけな／＼お忙しく、負担においても過重な感じがいたしますけれども、事務系統の諸君は、ただいま言つたようなことではないかもしれません、大分余裕を持つて来たように思う。私は古いこ

これはやり方によればできないことはないのじやないかという感じがしておおります。これはその数が減りましてそんなに困つておられないというのは、そういう關係からやつて行かれてゐるのじやないかと私は思うが、むしろこれは一段と御努力願ひまして、減らし得る定員はお減らしになるという傾向

で、決してこれは事務的にうまくさ
行けば何も心配するものはない。私の
考えておりますようなことは非常に
誤つた考え方、見方なのではなか
うか。どういふふうにごらんになつておりますか。伺つておきたいと思ひます。

○石田最高裁判所説明員 お説の通り

でございます。だん／＼職員が習熟して行く、ことに書記官研修所等でもできまして再教育もいたしておりますので、だん／＼能率が上つて行くことは事実でございます。ただ戦後訴訟手続がかわりまし交互尋問というふうなことがせられるとか、その他いろいろ／＼なことのために戦前に比べますと裁判官以外の職員も、する仕事が相当多くなつていゝというところは、お認め願えらうと思ひます。とにかく傾向としてましては裁判所の職員は漸次能率を高めると同時に、教はある程度まではだ

んだん減らして行つていいのじやないかというふうにも考えておるわけでございます。ただ今の四百六十七名という数が出ますのは、実は人員縮減の議がかなり前から起きておりまして、昨年の秋あたりから新規採用をとめまして、いわゆる無用の出血を避けるという意味において、ある程度準備しておいたということも一因になつております。

○高橋(順)委員 これまでに明らかになつたことかもしれませんが、私ちよつと承知してないのではお尋ねします。裁判所の職員で、国家公務員法によつて本人の意思に反して休職とか免職だとか、そういった処置をとられたものは相当たくさんあるのですか、ちよつとそれを伺いたい。

○石田最高裁判所説明員 国家公務員法の規定によつて、その意に反して離職せしめたという例は、今のところほとんどないはずであります。

○高橋(順)委員 そこで本人の意思に反して離職するというようなやむを得ない事態に立ち至つたというやむを得ない例は、今まではないとおっしゃるわけですが、任意で本人の申出によつて待命となつた者は相当あるわけですか。

○石田最高裁判所説明員 先刻申しましたように、いわゆる前の特別待命の制度によつて、本人の申出に基いて退職せしめた者が百四十一名ございます。

○高橋(順)委員 そうすると、今度職員の意味に反して臨時待命を命ずるといふ新しい制度がここにできるとすれば、裁判所の方の見直しとしては、任意に申出はしないであらうが、その意思に反してでも待命を命じなければならぬという必要があるものか、あるいは

現在はないかもしれないけれども、将来は起るかもしれないというふうなお考えはあるわけですね。

○石田最高裁判所説明員 配置転換をいたす場合に、どうしても配置転換がえんじないというふうなことになるれば、やはりその場合はやむを得ない場合があるだろうと思ひます。しかしこの法律を手段に使つて、首切りをやるというふうな意思は、全然持つておりません。

○高橋(順)委員 首切りはやらぬとおっしゃるのですが、配置転換に同じないうことは首切るぞ、せんじ詰めればこういふことになるのでしょうか。そういうふうな伺つていいのですか。

○石田最高裁判所説明員 その意に反して離職せしめなければならぬという場合があれば、それは国家公務員法の七十八条ですか、国家公務員たるにふさわしくないとか、あるいは事務の能率がまつた上らない、そういうものについては、国家公務員法の七十八条を発動して、適當の措置を講ずる覚悟は持つておるわけでありませうけれども、裁判所にいてはしくない職員をこの法律で処理することはしないといふことを申し上げておきます。

○高橋(順)委員 そこがはつきりしないのですが、国家公務員法の七十八条に該当しないものであつて、しかも裁判所の方の事務その他の都合で、配置転換をしたい、しかしそれでもその配置転換に應じないといふときには、これはやはり人間の社会ですから、感情も加わるし、また配置転換を円滑にやるために、他の者に対する見せしめといふようなこともあるので、ひとつ臨時待命を命じようというふうなことが起

る危険は相当あるわけじやないですか。

○石田最高裁判所説明員 結局仰せの通りであります。国家公務員法七十八条の第三号の規定によるよりは、この規定によつた方が本人のためにも有利でありますから、そういう場合にはもちろんこの規定の適用があるうかと思ひます。

○高橋(順)委員 配置転換をされる場合のいろ／＼事情というものは、あそこに配置すれば相當の成績も上るし、その地位にとどまらして適當である、しかしその裁判所側で考えておられる地位に配置することをえんじないといふときには、どうも勤務の実績も上らない、適材適所の立場から相當でない、こういうふうな考えられるときに、臨時待命を命じなければならぬ場合も私はあり得ると思ひます。しかし実際の人事行政を担当してそれを運営される場合に、一体そういうふうな事態がそう起るものではないといふような考え方もあり得るでせうし、またあるいはこういう制度ができたんだから、それを大いに活用してびし／＼とやつて人事行政の円滑化というか、当局所期の目的を達するようにやるといふやり方と、いろ／＼あるのですが、一体どういふふうにそのところはお考えになつておるのですか。人事行政のやり方に関して、この問題を中心にお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○石田最高裁判所説明員 仰せのように、各職員をして十分に能率を発揮できるように、いろ／＼な点から進めて行きたいといふことはもちろんでありますけれども、この法律を手段に使

つてさういふことをやろうという考えは持つておりません。

○高橋(順)委員 いま一つ……。私は人事行政についてあまり詳しい知識を持たないのですが、こういうことはあり得るわけですか。現在の地位にとどまつておつたのでは、国家公務員法の七十八条によつてこれは本人の意思に反してその職を去らしめなければならぬ。ところが配置がえをすればさういふことはないといふことは、言い得る場合があるのでしょうか、ないのでしょうか。そこをちよつと……。

○石田最高裁判所説明員 それはあらうかと思ひます。

○小林委員長 それでは本件についてはこの程度にとどめます。

○小林委員長 刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案、以上両案を一括して議題とし、質疑を続けることにいたしますが、この際両法案の審議の都合上、政府当局より逐条説明を一応聴取することにしたいと思ひます。斎藤政府委員。

○斎藤(三)政府委員 刑法の一部を改正する法律案並びに執行猶予者保護観察法案の逐条にわたります。御説明を申し上げ、あわせて昨年十二月一日から二度目の執行猶予に伴う保護観察が実施に相なりましたので、その結果等について、御報告申し上げて御参考に供したいと思ひます。

刑法の一部を改正する法律案でございますが、「第一条第二項中「日本船舶」の下に「又ハ日本航空機」を加へる。」この点でございます。現行刑法によりますと、国外にある日本航空機内で外国人が犯罪を犯した場合に、内

乱、外患及びある種の偽造罪等を除いてはこれを罰し得ないこととなつており、また日本人が罪を犯した場合にも、暴行、脅迫、略取、誘拐、賭博、阿片、麻薬に関する罪等は処罰ができないこととなつております。しかるに先般日本航空が国外航空を開始いたしましたので、日本の航空機を日本の船舶と同様に取扱つて、以上のような不都合を避けようとするのがこの改正の目的でございます。この改正は属地主義の原則によつた改正でございます。日本船舶を日本の領土の延長と考へて、日本の船舶を日本の領土の延長と考へて、日本航空機内での行為について全面的にわが国の刑法法規を適用するものとしたしてあるのでございます。わが国におきましては、刑法改正予備草案及び刑法改正法案がすでに刑法の第一条第二項に「航空機」を追加すべきものとしたしてあり、外国の立法の中にも同様の明文規定を置いておるものが少なく、この改正は国際刑法の原則に反するものではないと存じております。「日本航空機」と申しておりますのは、航空法によりましてわが国で登録された航空機をさしてあるのでございまして、航空機の機長であるとかあるいは乗組員等の国籍とは関係がないと考へております。この改正に伴ひまして附則の第三項で、この改正によります日本航空機内の犯罪については土地管轄についても、日本船舶の場合と同様の特例を設けることとして刑事訴訟法の一部改正案が提出されておるのでございます。

次に第二十五条以下の点でございますが、これは初度目の執行猶予者にも

必要のある場合、裁判所が保護観察をつけることができるようにしようという考えによる一連の改正でございます。まず第二十五条第二項但書「第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレ」とございますのを「第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依り保護観察ニ付セラレ」に改める点でございますが、今回の改正案では第二十五条ノ二に第二項及び第三項として保護観察の仮解除に関する規定が設けられておりますので、条文の体裁、整理上かような改正を考えたのでございます。

次に第二十五条ノ二、すなわち「前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付スルコトヲ得前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス」とございます。本項は第十六国会に提案いたしました政府原案と形式上はまったく同一でございます。すなわち、本項の前段を追加し、初度目の執行猶予についても裁判所の裁量により保護観察を付し得るものとしようとしていたのでございます。しかしながら、後に述べますように、保護観察の内容、その遵守事項及びその違背を理由とする執行猶予の取消し等についていろいろな改正を加えているほか、保護観察の仮解除の制度を導入いたしました、実質的には第十六国会の政府原案とまったく面目を異にしていると考えております。なお第十六国会で問題になりました「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」という規定は、今回単行法で執行猶予者の保護観察を提案いたしておりますので、これは消滅しております。

次に「保護観察ハ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ假ニ解除スルコトヲ得」とい

うのが第二項に明らかになつております。これは前回非常に貴重な御意見を伺ひまして、いろいろと研究いたしました結果、保護観察の性格からいいますと、保護観察に付された後、保護観察を行う必要がないと認められるような状況になつた場合は、この仮解除を行ひ得るようにするのが妥当である、こういうふうな考えをいたしましたので、新たにこれを入れた次第でございます。保護観察の仮解除は、あたかも仮出獄の場合に刑の執行をとめるのと同様に、保護観察におきます指導監督、補導援助の措置を行わないということにするものでございまして、保護観察に付するといふ裁判所の言い渡しの効果を消滅せよとするものではありません。従ひまして仮解除を仮出獄と同じように行政官庁の処分によるものということにいたしました次第でございます。行政官庁といひましては、地方更正保護委員会が現在仮出獄の権限を持つております。しかも地方更生保護委員会が実際に保護観察を担当する保護観察所を監督いたします立場にございまして、地方更生保護委員会が最も適當である、かように考えて、後に述べます執行猶予者保護観察法案において、このことを明らかにいたしておりますのでございます。

次に第三項でございますが、保護観察をかりに解除された場合の効果の規定いたしております。保護観察の仮解除は、保護観察の実施の面をかりに解除するのでございまして、保護観察におきます指導監督及び補導援助の措置を行わない以上、その期間中に犯した行為につきまして、現に保護観察の措置を受けておる者と不利益の

点を同様にするには妥当でない、かように考えまして、かような不利益を除く去しようとしたわけでございまして、この項の規定の結果、保護観察の仮解除を受けた者は、その仮解除の処分を受けた日から仮解除の取消しの処分があるまで、処分がなくなつて執行猶予の期間が経過後は、これはすでに執行猶予の期間が経過いたしましたので、まったくこの判決を受けなかつたと同様のことになることは申すまでもございせんが、その期間中は再犯を犯ししても重ねて執行猶予を受けることが可能になります。またその期間中遵守事項に違背いたしましたも、その遵守事項に違背のゆえをもつて執行猶予は取消することができないという結果になります。なおこの規定を置きますと、現在の二度目の執行猶予に伴ひまして必

要の保護観察を受けられる者も同様の規定になりますので、現在二度目の執行猶予に伴つて保護観察を受けている人々の成績が良好でありまして、その必要がなくなつて本法の適用を受けますと、三度目の執行猶予も可能だ、かような結果に相なるものと考えております。

次は第二十六条ノ二第二号でございますが、これは「第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ」すなわち執行猶予に伴つて保護観察に付せられてゐる者が、遵守事項の違背による取消しになる場合、現行法では「遵守事項ヲ遵守セザリントキ」と相なつておりますものに附加いたしました「其情状重キト」ということいたしましたので、片々たる形式的な違背では法律上も適用できない、かようにいたしました次第であり、なお遵守事項につきましては執行

行猶予保護観察法案について申し上げたいと存じます。

次は附則でございますが、附則の第一項は施行期日に関する規定でございます。保護観察に関する改正規定の施行につきましては若干の準備を要しますもので、八月三十一日までの間に実施をするということにいたし、航空機内の犯罪の処罰に關しましては公布の日から施行する、かようにいたしましたのでございまして。

次に第二項は、執行猶予に保護観察を結びつけることは、刑の変更ではなくて執行猶予の態様に変更を加えるものにすぎないのでありまして、このような規定があるまいと、本法施行後に犯された罪につきましては、初度目の場合の執行猶予についても保護観察を付し得ることに相なります。保護観察は本人の更正をはかるのが目的でございますが、部分的には本人の自由を制限する場合がございますので、この規定を置きまして、そして本法施行前は初度目の場合は保護観察を付し得ないということにいたし、なお例外といたしまして、この法律の施行前と施行後とに罪を犯し、併合罪として一個の刑で処断される場合は、刑の分割ができませんので、この場合には保護観察を付し得る、かように例外規定を置いたわけでありまして。

次は、刑事訴訟法の改正点であります。先ほど申しましたように、これは日本航空機内の犯罪についての特例を設けた次第であります。次に、執行猶予者保護観察法案につきましては、犯罪者予防更生法施行の際の御議論も拝聴いたしておりますし、

また第十六国会の御議論も拝聴いたしておりますので、十分と検討いたしまして立案をいたしたつもりでございます。

第一条におきましてはこの法律の目的と趣旨を明らかにし、この法律が刑法第二十五条の二の第一項によつて保護観察に付せられるその保護観察の内容を規定する法律であるということと、この保護観察の目的が決して懲罰的に本人の自由を制限するものではなくして、本人の更生を助長するためのものであるということを示すためにした次第であります。

第二条は、保護観察の方法と運用の基準でございます。犯罪者予防更生法におきましては、同種の規定がございまして、この条文におきましては、執行猶予に伴う保護観察の対象者は、すでに矯正施設に収容された仮出獄者や問題少年と違ふものであつて、多くの場合、一家の経済的な支柱となつて社会的生活を営む者が多いと考えられますので、職業等についても十分留意をして、みだりにその社会的活動を制限することのないようなふうに附加いたしましたのであります。

第三条は保護観察をつかさどる機関でございます。各府県に設けられておる保護観察所所在地に住んでおる人はその保護観察の管轄下にある、こういう管轄に関する規定であります。次に第四条は、保護観察開始前の環境調整に関する件でございます。昨年十二月以来二度目の執行猶予に伴う保護観察の実施の経験に徴しまして、保護観察に付する言い渡しは、ごさいまして、ただちに身柄が釈放になります、しかしながら確定までに相当

期間がございまして、その間ほんとうに行きどろのないという人は、保護観察の対象にもなりませんし、保護観察が円滑に行われないというような事例もございまして、その間本人の申出があつた場合には、保護観察所において所要の環境調整をはかり得る、こういう規定でございまして、結局未確定のプランクの問を埋めたい、かような考えであります。

次に第五条であります、これは保護観察の目標となるような遵守事項を規定した点でございまして、この遵守事項につきましては、現在の犯罪者予防更生法によりまして二度目の執行猶予の場合と同じように、一般的な法定遵守事項だけに限りまして、特別な遵守事項は定めないということにいたしてございまして、これは特別な遵守事項は裁判所が定めるということが考えられておりますが、現行の刑事訴訟法の手続のもとにおいては種々の困難が予想されますと、従来の保護観察の経験からいたしまして、保護観察を行う者の指導監督のやり方によりましては、さような一般的な遵守事項だけでも効果を収め得るではない、かように考えた次第であります。その内容につきましては、これまでいろいろと御意見を拝聴いたした点も考慮いたしまして、またその他いろいろな点を考慮いたしまして、現在の二度目の場合と相当変更いたしております。大体考えましたのは、保護観察を実施するためには、どうしてもはからなければならぬ本人と観察を行うものの機関の連絡を断たないようにするという点が一点、それから本人が更生に向つて進むために目標を与えるという点で、善行を保持

するといふ点に限つて、従来ありました生業に従事すること、あるいは犯罪性がある者または素行不良の者と交際しないことといふ点を廃止いたし、なお住居を移転し、または長期の旅行をするときはあらかじめ許可を得ることになつておりまして、その点を改めまして、長期の旅行といふ漠然としたことを廃止いたしまして、一箇月以上の旅行といふふうな、期間を明確にし、従来のあらかじめ許可を得ることとなつておりましたのを、届け出ることに改めたのでございまして、犯罪性のある者または素行不良の者と交際しないといふことにつきましては、仮出獄者の場合、あるいは問題少年の場合、元の不良仲間あるいは刑務所で一緒になつた者と交際しないといふことを遵守事項につけることが必要であると存じまして、犯罪者予防更生法の方は改正いたしませんで、この法案だけにおいてかような改正をいたした次第でございまして、

次に、補導援護に関する第六條の規定でございまして、保護観察の目的は、本人の更生をはかることにあるのでありまして、決して警察監視であつてはならないと存じております。保護観察を大別いたしますと、消極面と積極面との両面が考えられます。消極面といふのは、本人が自分の自由を無分別に用いて犯罪に陥るというのを防ぐといふふうな制限的な手段であります。保護観察の本来の目的は、さような消極面ではなくして、積極面において本人に必要な補導と援護を与え、そして本人の更生をはかるということが重点であらうと存じまして、第六條においてそれについての規定を書いた

次第でございまして、その内容といたしましては、本人の置かれてある条件によりましていろいろと違うことは当然でございまして、主として考えられてます点を例示としてあげまして、就職を援助すること、職業を補導すること、医療、宿所等を得ることを援助すること、環境を調整すること、その他所要の助言、連絡を規定した次第でございまして、そしてその方法としては、まず第一段階においては、生活保護法あるいは職業安定法等がございまして、国民が無差別平等にかような社会保障の恩恵を受ける建前になつておりますので、対象者の同様に、まさかのような方面の援助を得るということに、保護観察をつかさどる者が行うように努力する、それから第二項においては、さような公共の衛生福祉施設で援助が得られない、しかも本人の置かれてある立場が悪いために本人の更生が妨げられる、あるいは再犯を犯すおそれがある場合には、観察所がみずから予算において保護観察官あるいは保護司をもつて、本人の日用品あるいは衣食料を与える、あるいは食事を与え、あるいは医者にかけ、こういうことを第二項において規定したてゝいるのでございまして、これは犯罪者予防更生法の第四十條の第一項、第二項とはほぼ同様の規定でございまして、

第七條は指導監督でありまして、保護観察におきまして消極面を第七條において規定してゐるのであります。しかしながらこの消極面でございまして、官憲の一方的な監視といふのは、まったく異なりまして、保護観察を行う者と保護観察を受ける者、本人との相互間の人的信頼の關係に成り立つものであるといふことを規定して、さ

よな考え方からこの規定ができておるのでございまして、この第七條においては、本人にまさか真人間になつて更生しようという気持ちを起させる、それを高めるというところに努める、そうして本人とよく話し合つて、本人が善行を保持するといふ遵守事項のわくの中で、その性格なり環境なり、あるいは問題となつた犯罪の原因、動機等から見て、違反のおそれが最も多いといふことを観察を行う者はよく選び出して、そしてこれを本人に納得させ、本人に自覚させて、そして本人もそれを守るといふ気持ちにさせて、その気持ちからはずれることのないように適切な指示を与える、こういうことになつたべきであると考えまして、かような規定を置いた次第であります。なおその指示事項は、もちろん遵守事項でございませんで、その指示事項に反したからといつて執行猶予を取消されることはないわけでありまして、

第八條は保護観察の仮解除であります。仮解除につきましては、先ほど申し上げましたように、刑法の一部を改正する法律案におきまして、行政官庁がするものであるということ、それからその仮解除になつた場合の法律上の効果等の最も重要な点を刑法において規定し、本条においてはその行方期間や手続を明らかにした次第であります。なおこの仮解除を取消すといふような決定に対しましては、関係者から不服のある場合には、中央更生保護審査会に審査を請求することができ、かような規定を設けて、この慎重を期しておる次第でございまして、

第九條は、遵守事項違反による取消

の場合に檢察官に観察所長が申し出る、その申出に基いて檢察官から裁判所に請求するといふ現行の犯罪者予防更生法の四十六條の規定をこちらに移した次第であります。

第十條は呼出、引致に関する規定であります。これも現行法の規定の趣旨によつてつづられておるのであります。

第十一條は留置の規定であります。これも現行法において遵守事項違反による取消の場合には、身柄が社会にありますが、身柄を拘束する必要がある場合もございまして、それによつての規定がございまして、それをこちらに移した次第であります。

第十二條は、先ほど申し上げましたような保護観察の仮解除の取消といふことについて不服のある者が中央更生保護審査会に審査を請求する、それについての規定でございまして、

第十三條はその他の権限でございまして、第一項は地方委員会、保護観察所がこの保護観察を行うについてのいろいろな手続上、犯罪者予防更生法と同じような権限を行う必要がある場合がございまして、それらについてその権限を与えようとしたものでございまして、第二項は、これは再度の呼び出しに正当な理由がなくて応じない場合、そういう場合に過料に処せられる規定でございまして、それから六十條の費用徴収に関する現行規定をここに移した次第でございまして、第三項は審査会、地方委員会、保護観察所の職員または職員たりし者が、この保護観察に関する法律によつて職務を行つて他人の秘密を知つた、その秘密の保持についての規定でございまして、

附則の第一項は施行の期日でございます。まして、刑法の保護観察に関する規定の施行の期日と同じ日から施行するといふようにいたしております。第二項は経過規定でございます。現在二度目の執行猶予は犯罪者予防更生法によつて昨年十二月一日から保護観察を受けておりますが、この法律が施行に相なりまると、この法律によつて保護観察を受けることになりまゝで、元の法律によつてなされたもの、元の手続、処分等はそれ、この法律の相当規定によつて行われたものとみなす必要がございますので、かような規定を置いた次第でございます。第三項は犯罪者予防更生法の改正点でございます。以上のような手続上所要の改正をいたそうとするものでございます。次に第四項は更生緊急保護法の改正でございます。更生緊急保護法は、保護観察の対象にならないような満期で釈放になった人、あるいは無条件の執行猶予で釈放された人、これが他の刑事上の手続で身柄を拘束されておつて、釈放された直後本人からの申出があれば、国がその更生について保護を与えることができる法律でございます。実際満期で出た人が観察所に参りまして、それで行くところがなければ保護会にこれを収容してやるとか、あるいは帰る汽車賃がない場合には帰りの汽車賃を与えるとか、こういうことをいたしておりますが、その更生緊急保護法を改正して、そうして執行猶予の言い渡しを受けて、確定前の人についてさような保護を与えるようなことのできるような改正をいたそうとするものでございます。第五項、刑事補償法の規定も、この法律案によつて身柄の拘束を受けた者に対して、現行法と同じように刑事補償の請求ができるようにいたそうとするものでございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、両法案についての逐条の説明をいたした次第でございます。

なお昨年十二月一日から二度目の執行猶予に伴う保護観察を実施いたしておりますが、その結果を概略御報告申し上げます。十二月中に二度目の執行猶予になり、保護観察に付されたものが五十四件でございます。罪名は窃盗が一番多くて四十一件、詐欺罪が二件、横領が四件、傷害が一件、贓物罪が三件、覚せい剤取締法違反が一件、魔薬取締法違反が一件、その他一件、かよになつております。一月はお手元に差上げました資料がらよつと誤りがあるようでございまして、百三十一件となつておりますが、百二十九件が正しいと思います。これは先ほど原本が参つて見まして気がつきましたのですが、ちよつと間違つておりました。もし差上げてないとなればさつそく差上げます。一月が百二十九件、二月が昨日事務の間で一応できたようでありまして百五十件ぐらゐで、だん／＼ふえて参つております。なお私もこの法案の立案につきましても責任がございまして、実は各庁から毎月事件について報告を聴取いたしておりました。その点どういふふうに行われておるか、二、三御報告を申し上げたいと存じます。

この報告は当初保護観察の開始が円滑に行われたかどうか、すなわちそのために裁判所との打合せで、裁判所から言い渡しがありますとすぐに通知をいただくことにしております。それから確定をいたしますと、檢察庁から確定の通知をいただくことにいたしております。なお最高裁判所の規則等におきまして、裁判所が言い渡しをする際には保護観察の趣旨等について説示をいたしていただくことにしております。さらにこちら側からは、裁判官から御要求があれば保護観察の成績について報告を差上げるということにいたしておりますが、さような裁判所からの通知なり檢察庁からの確定の通知なり、あるいは裁判所の説示がどのように行われておるかという点、それから保護観察を開始するにつれて観察所がどういふふうな注意をいたしたかという点について、各事件について報告を求めております。この通知や説示等については裁判所もいろいろと御苦心くだされて、各プロツクごとに会同を開いて、そうして中央から出かけて今度の新しい制度の趣旨についていろいろ御説明を願ひ、また全国会同においては私も席にまかり出まして御説を伺つておるのであります。何しろ各簡易裁判所まで行われるのであります。必ずしも通知や説示等が当初は十分でなかつた点もございまして、各観察所におきましては、つとめて裁判所、檢察庁との事件の取扱いについて事務連絡会を開きまして漸次改善されております。この報告はさような点について報告を徴しておるものでございまして、観察所におきましてさらにつつ込んだ詳細な報告を寄せておりますので、私もこの機会に、御報告をさせていたいただきたい意見を申し上げて御参考に供したいと思ひます。

第一の例は、これは本年の一月東京の簡易裁判所の事件でございまして、二十五才の男でございまして。氏名は省略させていただきます。窃盗罪で懲役一年、執行猶予五年の言い渡しを受けて、そうして確定後たまたに両親が付添いで観察所に出頭をいたしました。観察官が本人なり両親と会つていろいろ事情を聴取いたしてみますと、相当の家庭でございまして本人も法政大學まで入つたのでございまして、戦時中、学徒動員で工場に行つてゐる際に爆風のために転倒いたしました。その後酒を飲むと手近なもの何れもとるというふうなことが起つて二度犯罪を犯した。そうして二度目に保護観察に付されて観察所に参つた、こういうことがわかりましたので、観察所においては千葉県国府台にありまゝる国立の精神衛生研究所と緊密な連絡をとつておりますので、そこに依頼をして現在診断を受けておる次第であります。

第二の例は静岡県清水の簡易裁判所の事件でございまして、本年一月十二日に二十一才の男の工員でございまして、窃盗一年、四年間の執行猶予でございまして。確定の前日に母親と一緒に観察所に出頭いたしました。お母さんと一緒に観察所に出頭いたしました。結果は、母親は助産婦さんでいられます。実兄三人は生業について、それぞれ職についておりました。弟一人も中学一年生でございまして、生活は富裕というほどではございませんが、生活の保護を受けるというところはございまして、だん／＼聞いてみますとヒロポンを好んで打つておる、その関係で悪友もあり、仲間もあつて、そうしてかような犯罪を犯したということがわかりましたので、その近隣のしつかりした保護司さんを指名いたしました。そして母親とよく話し合つて一緒にその青年を善導しようということにして、本人にもヒロポンを中止させ、それからその仲間と接触を避けるように話をして、本人もそれを承諾して現在就職をあつせん中で、これもうまく行くのではないかと、こういうふうにしております。

第三の例は宇都宮の簡易裁判所で窃盗一年、執行猶予四年の二十六才の保険外交員の事件でございまして。檢察庁からの確定通知が遅れまして一月九日に確定いたしましたのでございまして、一月二十六日母親と一緒に宇都宮の保護観察所に出頭いたしました。事情を聞いてみますと、父親は古物商のかたわら保険会社に出でおる。おそらくこれは保険の代理店をいたしておるのではないかと思ひます。さういふことではございませんが、資産は数百万円あり、経済的には不自由はない。犯罪は二度の執行猶予もやはり酒を飲んで酩酊の上やつたのだといふことであります。裁判所からも参考意見として酒を飲まないように指導してくれといふことでございまして、本人にも母親にもよく事情を話し、そうして適当な保護司を

つけてその方向に指導しておる、こう
いう問題でございます。

最後の例は非常に詳細な報告でござ
いまして、一月六日に京都の簡易裁判
所で確定した事件でありましたが、確
定前に裁判所から通知がございました
ので、適当と思われる保護司をあらかじめ
指定しておきましたので、確定の日
の午前十一時ごろに、保護司と一緒に
参つたそうでございます。やせ型の、
風采も粗野な人で、最初伺つたときは
非常に警戒的な面持であつた。それか
ら所長が、そういう趣旨のものではない
ということをよく話し、さらに別室で
保護司と本人と観察官という／＼と事
情を聞いたり話をしたりしていろいろ
に、本人もだん／＼と安心をしてやわ
らぎが見られ、先生々々、こういうよ
うなことを言うようになった。保護司
もこれなら自分も保護しがいいがあ
るということで、保護司がその後非常
に熱心をやつたのでございまして。その
最初の調査によりまして、本人は本来
ガラスふきの職工なつたのでございま
すが、前回執行猶予になつたために職を
失ひ、それから本人も友だちもたくさ
んあつたのだけれども、非常に萎縮し
ちやいまして、友だちともつき合はない
というので経済的にも困つておる。
それから奥さんが肋膜炎で弱つておる。
子供は四人ある。それで急いで適当な
援護をやる必要があるというので、保
護司とよく打合せて保護観察を開始し
ましたのでございまして。保護司が
その翌日参つてみますと、倉庫の一
部分を仕切つた、火の気のない寒々
としたところに、病人の奥さんと子供
四人おつたということで、いろ／＼話を
し、保護観察が決して本人の不ため

ものでないということをごん／＼とよ
く話をしたところ、奥さんが自分は実
は先夫が戦争のために死んで、そうし
て子供一人残された。そのため連れ子
をして現在の夫のところに来た。現在
の夫と二人子供ができたのであるが、
最近主人が酒を飲んで酔つぱらうと、
かわいひ四つになる子供の首を締める
というようなこともあつて、自分もほ
んとこれではからだもよくならな
いし、いつそのこともう別れようか、
四人の子供を二人ずつわけて別れよう
かと思うけれども、保護司の先生どう
したらようかろうかと相談をして来
た。それで保護司は自分はこのうちを
建て直すという仕事でもつて来てい
る、あなたがそういう思い切つたこと
をしても、結果は決してよくならない
のではないかと、むしろあなたがいて、
一緒に主人生を助けてくれて初め
で主人も更生できるのじやないかと、ひ
とつ思い返してくれ。それから主人に
対しても、見知りずの人の前で奥さん
がああ言うのだから、おそろくはん
とうでしよう、あなたもひとつ酒をあ
まり飲まないようにして、まじめにひ
とつ職についてくれというので、村
役場の厚生課の主任に生活扶助の手
続をとつてもらふようにいたしましたし
て、幸いにもその後一万二千円くらい
の、ガラス工場で収入を得るようにな
つて、どうにかこの事件も片つきそう
だ、こういうような御報告をいたして
参りました。その他報告はまだ詳細な
点はございますが、開始以来まだ三箇
月でございますが、的確な結果は申し
上げることはできませんが、できるだ
け所期の目的に沿うように努力して行
くという気持でおります。

○小林委員長 これにて政府の説明聴
取は終了しました。木下都君。

○木下委員 ちよつと一点だけ。この
執行猶予の範囲が広められたことは、
社会的に、在野法曹の面なんかでも全
体として評判がいいようであります。
今のお話のようなこともありますが、
これは刑罰を甘くしたという意味じや
ないのですけれども、今現に服役して
いる連中の仮出獄の面について、や
はりこの執行猶予の面が広げられたの
ですから、やはり仮出獄の取扱いの面
でも、保護更生という面を広げるとい
う意味で、やはり従来の取扱いよりも
寛大といひますか、そういう取扱いが
なされてしかるべきものではないかと
いうふうに考へておりますが、そうい
う点はどういふふうにお考えになつて
おりますか。

○斎藤(三)政府委員 個々の事案につ
きましては、一概に申し上げることは
できませんが、あの厳格に四六時中監
督を受けておる刑務所からいきなり完
全な社会に返すというところは非常に危
険なことでありまして。本人のために不
ためである。できるだけ本人の更生の
気持を起させることに努めつつ、できる
だけ適当な時期を選んで、ある期間保
護観察をする、原則としてもその方が
よろしい。刑期満了まで置かないで、
早く出して、本人が社会に適応する期
間手伝ひをしてあげるといふことが必
要であると存じます。大体そのような
方針で運営をいたしております。犯罪
者予防更生法ができる前、仮釈放が、私
から言いますと少し無鉄砲に行われ
ておつたのじやないかと思ふ。その結
果仮出獄の取消しも非常に多うござい
ましたが、この制度ができてまいしてか

ら、同じ程度の数を出しております
が、仮出獄の期間中に取消しになると
いう人の数が、絶対数においても、比
率においても減少して参つて来ており
ます。

○木下委員 それは大体前の説明でわ
かつていたのですが、五条の善行を保
持するといふ遵守事項、これは善行と
いふ言葉は、法律の面で言うところ
うふうに伺つていいのじやないかと思
ひますが、あやまちをまた繰返さない
ような生活態度をとらせる。善行を保
持すると言つと、普通人以上の生活態
度を要求しておるかのように聞えます
が、実際はお取扱いの面でも、また繰
返さぬような生活態度ならよろしいの
であるといふふうには伺つてよろしう
ございませうか。

○斎藤(三)政府委員 その通りでござ
います。現在までの仮出獄を統計した
例で見ましても、ヒロポンを打つてう
ちの物を持ち出す、反対すればうちの
者に手を加える、うちの者もこのまま
にして置いてもらわれちや困るといふ
ような者も出ております。善行を保
持するといふ文字を使ひましたのは、
本人の指導目標という点もございま
すので、非行をするなということでは指
導目標ではありませんので、善行を保
持するといふ規定を入れたのでありま
す。決して聖人君子にしようといふの
でなくして、非常に条件の悪い人を一
般の普通の条件に持つて行こう、それ
がわれ／＼の使命である、かように存
じております。もちろんよくなればよ
くなるほどけつこうでございしますが、
それはまた別の問題でございまして、
御説の通りでございませう。

○鍛冶委員 これはこの前からも問題
になつたのですが、初犯の際にそれを
観察に付さなくてもいいじやないかと
いうわれ／＼は考へを持つておるので
すが、やはり付さなければいかぬとい
う理由をもう一べんあらためてお聞き
したいと思ひます。

○斎藤(三)政府委員 再度犯罪を犯せ
ば取消されるという心理的な強制によ
つて無条件の執行猶予で効果のある場
合も、人によつてはあらうと思ひま
す。しかし本人の条件や環境が悪いと
か、いろ／＼な事情で、そのまゝやつ
てはやはり再犯のおそれがあるといふ
人が相当の面ではないか。また實際
の裁判面におきましても、しつかりし
た保護者があるならば執行猶予できる
けれども、現在責任を持つて本人の世
話をし、指導するといふ人がなければ
ば、今までもたび／＼微罪が繰返され
たといふ者については、やはり実刑を
やらなければならぬといふ面もあらう
と思ふ。さうな者を、私どもは刑務
所へ入れないで社会へ更生させたい、
そのためにはやはり初度目の場合にも
保護観察に付することが必要な場合も
あると考へた次第であります。

○鍛冶委員 そうしてみると、執行猶
予をつけた場合は保護観察に付する方
がいいといふ考へ方からこれを考へら
れたものではなくて、保護観察に付し
た方が執行猶予をしやすくなる、そ
ういふ目的であるのだとわれ／＼は解釈
してよろしうございませうか。

○斎藤(三)政府委員 ちよとお答えに
ならないかも知れませんが、執行猶予
になる人のうち、保護観察を必要とす
る人がある。また実際の運用におい
て、この制度をとれば、従来実刑でや

つたかもしれない人のうち、相当数保護観察を付して執行猶予にするという事例が必ずあるだろう、かように考えておる次第でございます。外国の例を出してまことに恐縮でございますが、アメリカなどでも、この制度をやつてから刑務所を増設しなくても済んだというのを申している例も聞いております。

○**鑑治委員** それはよほど大事なんで、これは将来にとつてこの点が明確でないといふ非常に困ると思ひますが、そういうことがあるけれども、あなた方のねらいは、執行猶予にした以上は保護観察に付しておいた方がいいのだというのか、それとも保護観察というものは執行猶予ができるのだからできるだけ保護観察をやろうというのか、これを明瞭にしておいてもらいたい。いろいろの場合がありましようが、あなた方のほんとうのねらいはどこにあるか。

○**斎藤(三)政府委員** 執行猶予になればできるだけ保護観察をつけた方がよろしいとは考えておりません。これは事案々々によりまして、保護観察をつけないでいいという事案も、現在執行猶予になっている例の中に相当あるもので、それに必要な保護観察をつける必要はない、かように考えております。

○**鑑治委員** もう一つ聞きたいのは、よく検事の論告の際、執行猶予を付してよろしいという意見がついているのであります。その際執行猶予を付してよろしいが保護観察に付してもらいたい、こういうことをつけ加えて言つてもさしつかえないものかどうか。

○**斎藤(三)政府委員** それはさしつか

えないものと考えております。

○**鑑治委員** 執行猶予になったが、執行猶予が不服で検察官が上訴をするのと多々あります。それと同様に被告人が無条件の執行猶予でなくて保護観察に付された、これははなはだ不都合だ、こういうことで上訴ができますか、いかがですか。

○**斎藤(三)政府委員** 私どもの考えは、検察官も保護観察をつけるべきだといふことで上訴ができると同様に、被告となつた人も、無条件で当然だ、それに保護観察がついた、だから争うということも可能だと考えます。

○**鑑治委員** そうするとやはり、この保護観察というものは刑の一部だといふことにならなければそういう理論は出て来ないようであります。そうでなかつたらそんな上訴の目的にはならぬように思ひますが、これはどうも刑の一部ではないのじやないかと思ひますが、この点は重大だと思ひますが、はつきり伺ひたい。

○**長島説明員** ただいまの点であります。刑事訴訟法によります上訴の場合、量刑不当を理由といたします上訴に当るのであるというふう存じます。刑事訴訟法によりまして、前回の改正の際にこの点の改正がございまして、執行猶予の言い渡しをする場合には、刑の言い渡しと同時にその言い渡しをいたすわけでありまして、保護観察に付する旨の言い渡しも、その際同時に主文でいたすことになつております。結局主文中の、刑と、執行猶予と、保護観察と三つの言い渡しが入つておりました。これらを包摂いたしましてその量刑が不当であるという場合には、量刑不当で上訴ができる、かよ

うに考えます。

○**鑑治委員** そうするとやはり保護観察というものは刑の一部だといふことに解釈してよろしいですか。

○**長島説明員** その点は、刑という言葉の使い方でございます。刑法に申しますところの刑ではございせん。刑法に申します刑は、第九條に列記してありますのでございまして、執行猶予及び保護観察は御承知のように刑法の二十五條に規定しております。刑の執行の一つの態様を定めたものといふように考えておりました。刑法の面から論じますと刑ではございせん。ただ刑事訴訟法の面から申しまして、いわゆる量刑不当という意味の量刑といふ広い概念のときの刑と申しますか、そういうものの中には入つておるわけでございます。そういう意味で訴訟法上はそういうふうに入つておるわけですが、刑法の解釈といたしましては、これは刑ではないと解釈するのが正しいのではないかと申すように考えております。

○**鑑治委員** もう一つ、保護観察の取消しといふのはありますかどうか。これには仮解除の取消しの場合も一べん保護観察に付するということになつております。保護観察の遵守事項を守らなかつたという場合にはどういう処分になるか。

○**斎藤(三)政府委員** 保護観察の仮解除になりました者は、仮解除中は遵守事項違反をしても執行猶予の取消しの理由には相なりません。ただ仮解除の目的は、保護観察というやうなことをせぬでも、実際の保護観察、指導監督なんかせぬでも、ちゃんとやつて行けるということになつたときは、仮解除

をし、その後になつてまた本人の環境が非常に悪くなつた、あるいは本人の態度が悪くなつたといふ場合には、仮解除をいたしますと裁判所の言い渡し保護観察に付するといふ決定が潜在的でありましたのが、顕在的になつて来る、その仮解除の取消しのとときから保護観察をしなければならぬといふ関係になるかと存じます。

○**鑑治委員** 私の言ふのはそうじやないのです。遵守事項といふものがありますから、遵守事項を守らなかつたかどうかという処分があるのか、こういうことであります。

○**斎藤(三)政府委員** 仮解除の処分があつてから取消しまでの間に遵守事項の違反がございまして、これは執行猶予の取消し事由にはなりません。ただその後、仮解除が取消しになつた後において遵守事項の違反がございすると執行猶予の取消し事由になる、かように考えます。

○**鑑治委員** 私が一番聞きたいのは、遵守事項を守らぬからといって観察官がいろいろ／＼なことをせられることに問題が起きないかと思ふから聞くのです。そこで遵守事項を守らなかつた、指導監督に従わぬ、こういうことになつたらどのようなことをする。ただ罰戒をして、やむを得ぬ、これはどうもしようもないものだといふことなのですか、その点なのです。

○**斎藤(三)政府委員** 個人的な指導に従わぬといふことだけでは何らこの執行猶予の取消し事由になりません。客観的に見て本人が善行を保持しない、しかもその情状が重いといふときには執行猶予の取消し事由になりまして、その場合の実際上の取扱いと

しましては留置して取調べるということともあり得るわけでありまして。

○**鑑治委員** その点を聞きたいのだから、そうするとこれはどうしても守らぬ、どうしようもない、こうなつたら執行猶予を取消してくれといふのはどういう手続で取消してもらふのですか。

○**斎藤(三)政府委員** 保護観察所長から遵守事項を具体的に書いて検察官に申出をしまして、検察官がその取調をして、なるほどとものだといふときには検察官から裁判所に請求をして、裁判所がそれに基いて取調をいたしまして、さらに本人からの請求がございましてと口頭弁論を開かなければならない。口頭弁論になりますと本人は弁護人を頼むこともできる、こういうふうになりまします。

○**鑑治委員** それはこの九条ですか。

○**斎藤(三)政府委員** 今の執行猶予者保護観察法案の第九條によりまして申出があつた場合、検察官がそれをもつと申しますと、刑事訴訟法の三百四十九條に規定がございまして、裁判所にその請求をすることになります。ただいま申し上げましたそれについての手続は三百四十九條の二に規定いたしております。

○**鑑治委員** 刑事訴訟法でそういうことが書いてあるのですか。検察官へ申出ることができる、それから呼出し、引致ができる、留置ができるということがあるのだから……。

○**長島説明員** それはただいまの執行猶予者保護観察法案の第九條の末項のところに「刑事訴訟法第三百四十九條第二項に規定する申出をしなければな

らない。」とございまして、刑事訴訟法の三百四十九条の方にそれを受けてお

りまして、三百四十九条の一項は檢察官は執行猶予の取消しを請求しなければならぬという規定がございまして、その二項に「刑法第二十六条ノ二

第二号の規定により刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、前項の請求は、保護観察所の長の申出に基いてこれをしなければならぬ。」という規定がございまして、それが今の九条を受けておる関係になつております。

○鑑査委員 そうするとこの点は今までのと別にかわりがないが、ただ保護観察官が檢察官に申し出ることができるといふ点だけがかわつて来た、この解釈によろしゅうございませう。

○斎藤(三)政府委員 現在も保護観察所の長になつておられて、ただ執行猶予の關係が全部犯罪者予防更生法でなくなりまして、その同じ規定をこちらに持つて来て、刑罰とは従来と同じように連繫を持つておる、こういうことになつております。現在も保護観察官ができるのはございませんで、保護観察所の長が……。

○鑑査委員 さつきの問題をもう一べん聞きますが、檢察官が、保護観察に付さなかつたといつて上訴ができると言われたが、それはどうですか。被告人にとつてはさしつかないでしようか。不利益変更禁止の方がいいのじやないですか。

○長島説明員 その点は量刑不当でやはり上訴ができると考えます。檢察官から上訴いたしました場合には、御承知のように不利益変更禁止の適用がございませんで、控訴審で必要と思え

ば保護観察に付し得ることにならうかと思ひます。

○鑑査委員 もう一つ、第四条の保護観察開始前の環境調整、これはどうも具体的にわからぬのですが、どういふことです。

○斎藤(三)政府委員 環境調整につきまして実例を申し上げてよろしゅうございませうか。これは仮出獄を許可するかしないかに際しまして、環境を調整いたす実例でございまして、仮出獄の場合には適當な保護者があるかどうかということが、仮出獄を許してよいかどうかといふことの一つの資料に相なりまして、さういふ意味から環境調整いたしておるのでございませうが、この例はある私鉄会社の小さい駅の駅長さんの奥さんの弟が実父と兄さんの世話になつておつたのでありますが、戦時中でありまして、食糧のことで虐待されたといふようなことを考えまして、尊属殺を犯した。こういう事案で刑務所に入つておる。それを仮出獄するかしないかの環境ができておるかどうかが、そこでこれを調整するといふことの事例でございませうが、まずその家庭の大きさとかといふようなことを考えて、やはり実父の元にすぐに行かせることはまずいだろうといふので、その義兄の人とよく話し合ひをして、そうして義兄がそれでは自分が引受けましよう、しかしいつまでも自分のところに置くわけにも行かないといふことで、実父やその兄さん夫婦によく話をし

て、兄さん夫婦にもつと寛容に弟を引取つてもらう、しかしいつまでもでは困るというので、それでは暫時義兄のところへ引受ける、こういうふうにして環境が調整された。こういうふう

に家庭上のいろ／＼なめ事があつて、本人が家に帰らうと思つても敷居が高くて行けないといふような場合に保護司あるいは觀察官がうちまでついでに行つて、本人を両親なり保護者にスムーズに引受けてもらうようにいろ／＼話し合ひをする、こういうことが環境調整の大きな場合であると考えております。

○鑑査委員 もう一つ、刑法のところでは、説明の第一に、「現行刑法によれば、国外にある日本航空機内で外国人が犯罪を犯した場合に、内乱、外患及びある種の偽造罪等を除いては、これを罰しないものとされておる」、云々。これはどういふわけでしょうか。

○長島説明員 その点は昭和二十二年に刑法の一部改正がございまして、それまでは現行刑法の第三条に第二項という規定がございまして、外国人が日本に對してやりましたような場合には、放火とか傷害とか殺人とか、ここに掲げてございませうような種類の犯罪はすべて処罰することができるとなつておつたのでございませう。ところが刑法の改正がございまして、その第二項が落ちてしまつたわけ

でございませう。その結果といたしまして、今日におきましては外国人が日本国外で犯罪をやりました場合には、現行刑法の第二条に規定がございませう場合にのみこれを罰し得ることになつておりました。第二条に列記してございませうが、この説明書にございませう内乱、外患及びある種の偽造罪等といふことになつておるわけので、かように範圍が非常に狭くなつた次第でございませう。

昭和二十二年にさういふ改正がなされた理由の一つは、この從來の規定は、日本人が被害者である場合に、これを保護するといふ建前から、国外における外国人の重罪を罰することにしておつたのでございませう。さういふ保護主義の原則にとりまして、こと

が、世界的に見まして日本の利益ばかりを保護するやうな印象を与えよう、好ましくない、世界協調といふやうな思想からその際に削除されたといふことになつておるのでございませう。

○小林委員長 林信雄君。

○林(信)委員 ただいま詳細な御説明もありましたし、またいろ／＼質疑も試みられたのでありますが、私も先般全般に對するいろ／＼な質疑をやつておりました、さらに關係の事柄についていろ／＼検討も試みておりましたが、かような折から感じますことは、むしろ逆な面も考えられる。犯罪が起りまして、その後の処置といふ問題が重要でありますことは、こういう機会に十分感じられるのであります。犯罪が起つた後に非常な苦心をいたします反面に、犯罪を起さない面でも非常な努力をしなければならぬ。このことは單なる司法当局だけのよくするところではないと思ひます。広く政治面よりいたしまして、民生安定に重点を置かなければならぬ、広く教育の面において勸善懲非をしなければならぬと思ひますが、司法当局として、從來い

わゆる道徳精神の涵養といつたやうな運動が芽ばえ及び続けられておつたのであります。最近においては何とな

くそれがしゆんとしてしまつたやうな感じがあります。その實際の運動を見ておきますと、なか／＼困難な問題のために、率直に言つて、実績が上つて

りました理由の一つは、この從來の規定は、日本人が被害者である場合に、これを保護するといふ建前から、国外における外国人の重罪を罰することにしておつたのでございませう。さういふ保護主義の原則にとりまして、こと

が、世界的に見まして日本の利益ばかりを保護するやうな印象を与えよう、好ましくない、世界協調といふやうな思想からその際に削除されたといふことになつておるのでございませう。

○小林委員長 林信雄君。

○林(信)委員 ただいま詳細な御説明もありましたし、またいろ／＼質疑も試みられたのでありますが、私も先般全般に對するいろ／＼な質疑をやつておりました、さらに關係の事柄についていろ／＼検討も試みておりましたが、かような折から感じますことは、むしろ逆な面も考えられる。犯罪が起りまして、その後の処置といふ問題が重要でありますことは、こういう機会に十分感じられるのであります。犯罪が起つた後に非常な苦心をいたします反面に、犯罪を起さない面でも非常な努力をしなければならぬ。このことは單なる司法当局だけのよくするところではないと思ひます。広く政治面よりいたしまして、民生安定に重点を置かなければならぬ、広く教育の面において勸善懲非をしなければならぬと思ひますが、司法当局として、從來い

わゆる道徳精神の涵養といつたやうな運動が芽ばえ及び続けられておつたのであります。最近においては何とな

くそれがしゆんとしてしまつたやうな感じがあります。その實際の運動を見ておきますと、なか／＼困難な問題のために、率直に言つて、実績が上つて

おらないと思ひます。第一に考えられます講演会といつたやうなもの、定期的というより、むしろ司法記念日といつたやうな日にほんとうにざつとや

るやうであります。その職取者たるや裁判所の職員が何かがやうやくお義理で集まるやうなくあいで、ねらつております大衆はほとんど集まつて来ない状態です。こういうことでは実効は上らないのであります。しかしそのねらつております方法面はまことにいいのであります。これもひとつと新

手を考えましたら、この方法もある程度の実績を上げるのではないかと。たとえば人を集めるのでなしに、集まつたところへ行つてやる。宗教講演会がある、學術講演会があるといつたやうなところであるといふことであれば、い

いのではないかと。しかしさういふところへ集まる諸君は、実は道徳精神をわざわざ高揚しなくとも、必要のないやうな諸君が多いかもしれぬので、さらに方面をかくて行かなければならぬと思ひます。私は今適當な案を持つてい

は考へてみなければならぬ問題だろ

うと思ふのであります。

先刻私は教育の面から申しましたけれども、教育の面にしても、一般國民としての常識人、知識人をつくるという以外に、特にその知識を盛り込むやうなことを普通教育の面にまでこちらから進んで持ち込んで行く。罪が起つた後にその贖罪をする、あるいは洗ひ清めるという努力も必要でありますけれども、またその刑といふものは非常に恥すべきもの、非常に恐るべきものだといふ觀念も、ある意味においては入れて行かなければならぬので、今

のようにあとの処置について非常に熱心に、丁寧になさいますと、刑に対する遺憾の観念も薄らいで来るという一面もあることを考えなければならぬ。これはやはり恐るべきもの、恥ずべきものという観念もどこかでしつかり植えておかなければならぬ、こう思うのであります。この点は当局だけの問題でないと思いますが、やはりあなたの方でしつかりお力を入れなければならぬことだろうと思います。今審議いたしておりますことと逆の面のものであります。このことから痛切に感ぜられてなりませんので、この際御意見がございましたら、承つておきたい。

○高藤(三)政府委員 まことにごもつともでございまして、犯罪は免ずべきものである、またこれをなくするようにする、さらにまた犯罪の後の贖罪よりも、犯罪が起らないようにするということも重要なことだと存じます。従来は司法記念日がございまして、毎年いたしておりましたが、裁判所が何するやら、いろ／＼機構の改革でたゞいまは行われておりませんが、今後さようなことについてはいろ／＼研究をいたし、御意見に沿うように十分いたしたいと存じます。

○小林委員長 本日は午後は部屋がふさがつておつてできませんので、本日はこの程度にとどめておきます。明日は午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することにいたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時散会